

平成30年度『かわまち大賞』 応募・認定要領

1. かわまち大賞の趣旨

「かわまちづくり」は、河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指すものです。

「かわまち大賞」は、「かわまちづくり」の取組の中から、他の模範となる先進的な取組を認定し、その取組を広く周知することにより、「かわまちづくり」の質的向上を図るほか、民間事業者へも参入を促します。

2. 実施方針

「かわまち大賞」は、各地域における「地域資源」や、創意に富んだ「知恵」を活かした「かわまちづくり」の中から、包括的な観点から、他の模範となる先進的な取組を選定し、国土交通大臣が認定します。

認定された取組は、国土交通省ホームページや、講演会の開催等を通じて、広く紹介させていただくほか、認定された応募主体へは、認定証を授与します。

3. 募集の対象

「かわまちづくり」計画が登録されている191箇所のうち、全部又は一部が供用している箇所において、地域のニーズに応じた利活用が図られ、地域活性化に一定の成果を上げている応募主体が中心となって実施している取組を対象とします。

4. 募集期間

平成30年8月1日(水)～8月31日(金)

5. 応募主体

応募主体は、「かわまちづくり」支援制度実施要綱に基づき、「かわまちづくり」計画を登録した推進主体とします。

6. 応募方法

(1) 応募方法

応募にあたっては、別添の応募様式に必要事項を記載のうえ、期日までに書面(郵送)または、電子データで提出をお願いします。

① 応募様式 応募様式 1・応募様式 2

② 応募様式補足資料(応募様式に収まらない図面・写真・パンフレット等の資料を提出願います。) 様式自由

※応募様式への記載にあたっては、管轄する国又は都道府県の河川事務所等から、資料提供等の作成支援が可能です。申請にあたっては、事前にご相談ください。

(2) 提出先

対象河川を管轄する各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局へ募集期限までに提出願います。

地区	窓 口 【①国管理の区間 ②都道府県等管理の区間】
北海道	北海道開発局 所在地: 〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目第1合同庁舎 ① 河川計画課 電話:011-709-2311(代表) ② 地方整備課 電話:011-709-2311(代表)
東北地方	東北地方整備局 〒980-8602 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟 ① 河川環境課 電話:022-225-2171(代表) ② 地域河川課 電話:022-225-2171(代表)
関東地方	関東地方整備局 所在地: 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 ① 河川環境課 電話:048-600-1336(直通) ② 地域河川課 電話:048-600-1903(直通)
北陸地方	北陸地方整備局 所在地: 〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 ① 河川計画課 電話:025-280-8958(直通) ② 地域河川課 電話:025-370-6768(直通)
中部地方	中部地方整備局 所在地: 〒460-8514 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館 ① 河川環境課 電話:052-953-8151(直通) ② 地域河川課 電話:052-953-8257(直通)
近畿地方	近畿地方整備局 所在地: 〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館 ① 河川環境課 電話:06-6942-1141(代表) ② 地域河川課 電話:06-6942-1141(代表)
中国地方	中国地方整備局 所在地: 〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館 ① 河川計画課 電話:082-221-9231(代表) ② 地域河川課 電話:082-221-9231(代表)
四国地方	四国地方整備局 所在地: 〒760-8554 高松市 サンポート3番33号 ① 河川計画課 電話:087-811-8317(直通) ② 地域河川課 電話:087-811-8318(直通)
九州地方	九州地方整備局 所在地: 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎 ① 河川環境課 電話:092-476-3525(直通) ② 地域河川課 電話:092-476-3524(直通)
沖 縄	沖縄総合事務局 所在地: 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館 ② 河川課 電話:098-866-1911(直通)

※電子メールで提出する場合は、各地方整備局等へアドレスをご確認ください。

7. 審査の方法

審査は、有識者等で構成される「審査委員会」において行います。
また、審査は、以下の観点により行います。

項目	着目点
a)先進性	全国の「かわまちづくり」のモデルとなるような、先進的な取組であること。
b)継続性	市町村、民間事業者及び地域住民等によって、安定的に利活用・維持管理が行われ、良好な河川空間が保持されていること。
c)創意工夫	利活用を活性化するための地域の資源を活用するなど、特徴的な工夫がなされていること。
d)効果 (地域の活性化)	取組により、観光者の増加や地域の活動が活発化するなど、地域の活性化に繋がる良好な変化が生まれていること。

8. 認定証授与式

平成30年11月頃に、認定証授与式を実施する予定です。
詳細については、後日、通知します。

9. その他

- ・『かわまち大賞』の認定は、今後、毎年実施する予定です。認定されなかった箇所は、引き続き応募が可能です。また、認定された箇所においても、認定以降に実施された新たな取組であれば、応募が可能です。
- ・応募資料に様式に添付される写真等については、極力、自由に利用可能なものとしてください。なお、著作権や、その他の権利を有している場合は、出典等を記載してください。

10. 事務局(お問い合わせ先)

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
国土交通省 水管理・国土保全局
河川環境課 榊井、吉村
代表 03-5253-8111(内線 35-432・35-433) 直通 03-5253-8447
E-mail:hqt-kawamachi※ml.mlit.go.jp

(セキュリティ対策のため、※は@に置き換えた上で送信願います。)

※応募内容についてのご質問については、各地方整備局等でもお受けします。

以上